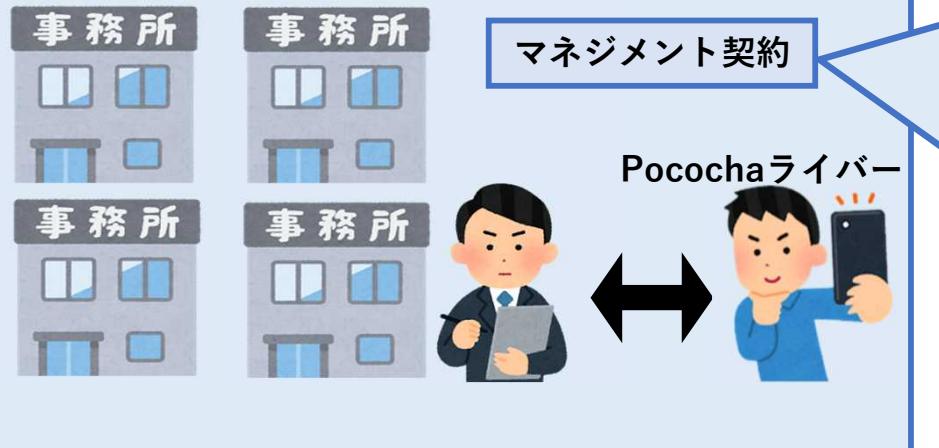


# ライバー事務所を運営する事業者に対する注意について（概要）

## Pococha取引額上位のライバー事務所4社



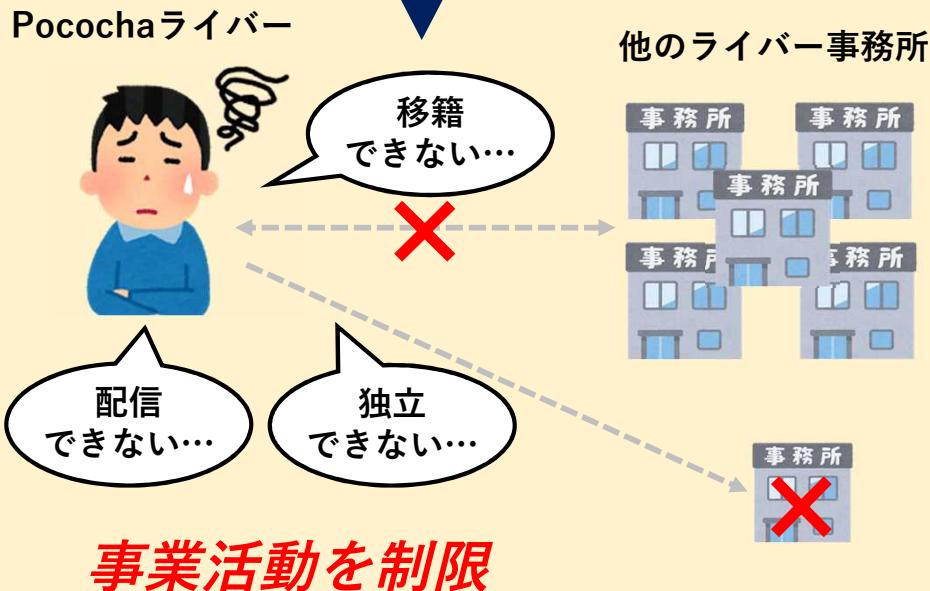
### 本件行為の概要

ライバー事務所4社はそれぞれ、自社に所属するPocochaのライバーとの間で締結したマネジメント契約において、合理的な理由が認められないにもかかわらず、当該ライバーの移籍や独立を牽制する目的で、当該契約終了後一定期間、

- ・ ライブ配信活動を行うことの禁止
- ・ 他のライバー事務所との間でマネジメント契約を締結することの禁止
- ・ 自社と同種の事業を営むことの禁止

の全部又は一部を内容とする旨の規定を設け、当該契約終了後における当該ライバーの事業活動を制限している。

### 契約終了後



### 独占禁止法上の考え方

ライバー事務所が、所属ライバーとの間で締結したマネジメント契約において、所属ライバーの移籍や独立を牽制する目的で、営業秘密等の漏えい防止の目的の達成のために合理的な必要性かつ手段の相当性が認められないにもかかわらず、所属ライバーの契約終了後の事業活動を制限する内容の規定を設けることにより、他のライバー事務所がより人気のあるライバーを容易に獲得できなくなる、所属ライバーが契約終了後新たにライバー事務所を立ち上げることが困難になる等の効果が生じる可能性があるところ、これらにより、他のライバー事務所又は新たに立ち上げるライバー事務所の取引機会が減少するような状態をもたらし、ライバー事務所間における公正かつ自由な競争に影響を与えるおそれがある。